

(第1回) 契約変更の内容

変 更 契 約 年 月 日	令和8年2月13日
契 約 業 者 名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 関東支社
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
業 務 の 名 称	R7大宮国道管内交通対策設計業務
業 務 場 所	大宮国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変 更 し た 内 容 に つ い て 記 述 す る)	以下の設計数量を追加する。 1. 交通安全施設設計 2. 排水構造検討 3. 指導取締検問所検討 4. 道の駅標識修正設計 5. 道の駅調整池修正設計
履 行 期 間 (自)	令和7年5月13日
履 行 期 間 (至)	令和8年6月30日
変 更 前 の 契 約 金 額	55,506,000円(税込み)
変 更 金 額	+ 21,494,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	77,000,000円(税込み)
変更理由	1. 交通安全施設設計 下記の箇所について、要望等により、交通安全施設設計が必要となったため追加する。 国道4号越谷市レイクタウン南交差点、大成橋南交差点、増森交差点、大野間交差点、国道16号上尾市原市交差点、狭山市入間川小入口交差点、国道17号戸田市早瀬交差点、熊谷市柿沼交差点、美女木交差点、行田市持田ICランプ、国道4号春日部市立野(西)交差点、杉戸町杉戸、国道17号行田市下忍交差点、国道17号さいたま市大成四丁目交差点 2. 排水構造検討 国道16号春日部市増戸(北)交差点付近において、道路排水路の排水機能を改善する排水構造物の設計を行う。 3. 指導取締検問所検討 国道4号杉戸町付近において、大型車両の指導取締検問所の構造検討及び設計を行う。 4. 道の駅標識修正設計 道の駅べに花の郷おけがわの案内標識の修正設計を行う。 5. 道の駅調整池修正設計 ・(仮称)道の駅こうのすの過年度設計成果を対象に、調整池底面の地盤改良工法を「パワーブレンダー工法」とした場合の確認を行い、図面数量等の修正を行う。また、放流工について、放流先水路の断面阻害、護岸基礎部の支持力、地下埋設物(下水道)への影響を考慮した修正設計を行う。 ・(仮称)道の駅こうのす周辺を対象に、浸水シミュレーションによる想定値を採用した場合の過年度設計成果への影響について概略検討を行う。

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 5 日
契 約 業 者 名	大日本ダイヤコンサルタント (株) 関東支社
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心1 1 - 2
業 務 の 名 称	R 7 大宮国道管内交通対策設計業務
業 務 場 所	大宮国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	以下の設計数量を変更する。 1. 平面交差点詳細設計 2. 平面交差点予備設計 3. 標識修正設計 4. 交通安全施設設計 5. 国道1 7 号自転車誘導検討 6. 歩道橋手すり設計 7. 交差点標識設計 8. 歩道橋撤去設計 9. 道の駅駐車場CIMモデル作成 1 0. 道の駅庄和大型車駐車ます追加検討
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 5 月 1 3 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 8 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	7 7, 0 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 9, 8 2 3, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	8 6, 8 2 3, 0 0 0 円 (税込み)

変 更 理 由

1. 平面交差点詳細設計
平面交差点詳細設計において、数量精査（減）する。
2. 平面交差点予備設計
平面交差点予備設計において、数量精査（減）する。
3. 標識修正設計
建設中の道の駅周辺の道路案内標識において、既設標識を活用した道の駅への案内表示の設計を追加する。
4. 交通安全施設設計
交通安全施設設計において、数量精査（増）する。
5. 国道17号自転車誘導検討
国道17号において、自転車が歩道を通行しないよう、自転車誘導検討を追加する。
6. 歩道橋手すり設計
国道17号新大宮B Pにかかる歩道橋の手すり設置の設計を追加する。
7. 交差点標識設計
注意喚起を目的とした交差点の標識設計を追加する。
8. 歩道橋撤去設計
国道17号にかかる歩道橋撤去のため、歩道橋撤去設計を追加する。
9. 道の駅駐車場CIMモデル作成
（仮称）道の駅こうのす及び（仮称）道の駅くまがやにおいて、駐車場修正設計成果の内容を反映したCIMモデルの作成を追加する。
10. 道の駅庄和大型車駐車ます追加検討
道の駅庄和の駐車場において、大型車駐車ますの追加検討を追加する。
11. 履行期間
履行期間は上記増工により62日間延長して、令和8年8月31日までとする。